

厚生常任委員会

平成30年5月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎平川 理恵	○濱 眞理子	小林 誠
中川 靖広	小村 尚己	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	加藤 恵三	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
住 民 生 活 部 次 長	黒崎 益範	福 祉 子 ども 課 長	浦野 歩美
福 祉 子 ども 課 長 補 佐	西川美奈子	長 寿 福 祉 課 長	中原 潤
長 寿 福 祉 課 長 補 佐	田口 昌孝	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
健 康 対 策 課 長	北 典子	同 課 長 補 佐	徳田 貴世
国 保 医 療 課 長	猪川 恭弘	国 保 医 療 課 長 補 佐	細川 友希
環 境 対 策 課 長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	関口 修	同 課 長 補 佐	小澤香代子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
-------------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 濱委員、小林委員

委員長

おはようございます。

会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、当委員会所管の住民生活部について、異動のあった係長以上の職員及び新規採用職員の紹介を部長からお願いいたしたいと思います。植村住民生活部長。

住民生活
部長

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

（ 午前8時58分 休憩 ）

（ 午前9時00分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、濱委員、小林委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いをいたします。

本日本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

委員の皆様にも、先日、参加のご案内をさせていただいております「いかるがの里クリーンキャンペーン」についてであります。

今年度のクリーンキャンペーンにつきましては、5月26日の土曜日に開催をいたします。

毎年、5月30日から1週間は、環境省が定めております「ごみ減量・リサイクル推進週間」、また、6月は「環境月間」に定められていることから、毎年、この時期に開催をしているところでございます。

実施方法につきましては、昨年同様に、町内に25か所の集合場所を設けまして、ご自宅や地域から近い集合場所でごみ袋等を受取っていただきましてから、白石畑公民館、三井観光自動車駐車場、上宮遺跡公園、斑鳩町役場、いかるがホール、西公民館の6か所のゴール地点を目指しながら自由なルートで清掃活動いただくこととしております。

なお、清掃活動の時間は、午前8時00分から午前9時30分までの範囲内として、当日、午前6時30分時点で雨天の場合は、清掃活動は中止させていただき、中止の場合は、町ホームページやごみ分別アプリへ掲載をさせていただき予定にしております。

また、清掃活動にご参加いただいた方につきましては、参加記念品のほか、完熟堆肥斑鳩の環やゴーヤの苗の引き換え券を配布し、当日、役場正面駐車場で配布させていただきこととしております。

委員の皆様におかれましては、ご家族などお誘い合わせのうえ、ご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、広域処理も視野に入れた「ごみ処理のあり方勉強会」についてであります。

去る、3月15日に開催をされました当委員会におきまして、奈良市、

大和郡山市、生駒市、平群町で事務担当者レベルではございますが設置をされております「ごみ処理のあり方勉強会」に参加をさせていただくことをご報告申し上げたところでございますが、先日の5月10日(木)奈良市環境清美工場で開催されました勉強会に参加をさせていただき、斑鳩町のごみ処理の現状と課題について報告をさせていただいたところでございます。

この勉強会につきましては、不定期での開催ということになりますが、今後も当勉強会に参加し意見交換をはかって参りたいというふうに考えております。

次に、第8回目となります「環境井戸端会議」についてでございます。

斑鳩町環境保全条例第6条の規定に基づき、環境問題に関する学習会を通じ、良好な環境を確保していくための必要な知識と共通認識の普及を図り、町民意識の高揚と良好な環境を将来の町民に継承していくことを契機とするため、平成10年度より自治会を対象に開催しているところでございますが、第8回環境井戸端会議につきましては、平成29年5月に制定をいたしました「ゼロ・ウェイスト宣言」について、ごみを燃やさない、埋め立てないまちを実現するためにすべきこと。また、世界的に問題となっている食品ロス削減等についての周知・啓発を行い、参加者とともにこれからの環境問題を考える契機とするため、「ゼロ・ウェイストのまち 斑鳩」の実現をめざしてをテーマとし、平成29年度から平成31年度の3か年で町内全自治会を対象として開催しているところでございます。

平成29年度につきましては、斑鳩町西地区の59の自治会を対象として依頼をさせていただきましたところ、20の自治会で実施をさせていただいたところでございます。

参加者は、447名、この20自治会の世帯数が1,648世帯でありますことから、参加率は27.1%でございました。

本年度につきましては、東地区の51自治会と平成29年度、昨年度の未実施自治会(39自治会)を対象に、また、平成31年度につきましては、自治会連合会未加入の自治会と東西の未実施自治会を対象に開

催をしていく計画としております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 ごみ処理のあり方勉強会なんですけども、5月の10日に開催されたんで、第何回目になるんでしょうか。

環境対策 今回で5回目の開催ということでございます。
課長

木澤委員 斑鳩町の報告をされたというふうにおっしゃったんですけども、話し合いとして今どういう段階にあるのかっていうの、ちょっと教えてもらえませんか。

環境対策 現在の状況でございますが、まだ話し合いの場では当町は初参加ということでございますので、当町のごみ処理の現状・課題等についてご報告をさせていただきます。現在はまだ3市2町で構成されておりますが、意見交換、各自治体の現状等についての課題の洗い出し、そういったところでございます。
課長

木澤委員 県とのかかわりっていうんですかね、例えば将来的に建物建設するんやったらどこにするとか、どういう規模でとか、そういう話はまだまだこれから先やと思うんですけども、今の段階ではそういう将来的なものについて何か意見出てるんでしょうか。

環境対策 もちろん立地選定地等ですね、それにつきましては、まだ具体的にどの自治体でという話は出ておらない。各自治体で選定地とする場合は交通アクセスがいい場所とか、やっぱりごみ積み替え施設等の建設にも関
課長

わってまいりますので、そのあたりの選定地についてどうこうという意見は各自治体でこうしてほしい、できればこういう感じがいいという課題は話し合いはさせていただいているところでございます。

木澤委員 わかりました。あともう1つ井戸端会議のほうですけども、ゼロ・ウェイスト宣言行いまして、参加者の方の受け止めっていうんですかね、どんな状況なんでしょうか。

環境対策課長 今回、20自治会の方対象にさせていただいております。ゼロ・ウェイストにつきましては、参加者の受け止めにつきましては、両方というんですかね、当町が今までやってきた、きましたごみ減量化の経緯等もございますし、理解はさせていただいているというふうには聞いております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 平成29年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、(1) 平成29年度国民健康保険税の不納欠損について、ご報告申し上げます。

地方税法の規定に基づきまして、平成29年度におきまして国民健康保険税の不納欠損処分を行ったものについて、ご報告させていただきます。

まず、資料1をご覧くださいと思います。1ページ目の「不納欠損事由別調書」でございます。

まず、「地方税法第15条の7第4項」であります。これは滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅するものでございます。

具体的に申し上げますと、滞納処分することができる財産がないとき、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるとき、これらの場合は滞納処分の執行を停止することができ、その後3年間状況が変わらない場合は、納付義務が消滅するものであります。

この事由によりまして、不納欠損処分を行ったものは、実人数で20人、金額で3,478,941円でございます。

次の「地方税法第15条の7第5項」に該当する者はございませんでした。

次に「地方税法第18条第1項」によるものでございますが、消滅時効にかかるものでございまして、5年間の時効により徴収権が消滅したものであります。これによりまして、不納欠損を行ったものは、実人数で25人、金額は2,609,950円でございます。

合計では、人数で45人、金額で6,088,891円の処分を行ったものでございます。

次に、2ページをご覧くださいと思います。

この表は、平成29年度の不納欠損の年度別の件数と不納欠損額を表したものでございます。

表の一番下の欄に件数と、複数年度にまたがっているものがありますことから実人数を記載させていただいております。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

この表は、不納欠損の状況につきまして、平成24年度からの推移でございます。

平成29年度の不納欠損額を平成28年度と比較いたしますと、件数で37件、金額で4,698,009円の減となっております。

国民健康保険税の滞納対策といたしましては、滞納されている被保険者との接触機会をより多く確保しながら、納付相談や納付指導を密に行いまして、その生活状況の把握等に努めながら、滞納の解消に一層努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、平成29年度国民健康保険税の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 24年度の分から載せていただけてますけども、件数も金額も減ってきてますけども、これはどういうふうに見たらいいんでしょうかね。

国保医療課長 不納欠損が年々減ってきているということでございますけれども、時効が近づく案件とかにつきまして、調査等を実施いたしまして、催告も行いながら過年度の納付を促進することで、その効果が表れてきているのではないかと。平成29年度につきましては4月末で過年度分収納率が19%を超える状況となっておりますので、これからもそういう努力を続けていきたいと考えております。

木澤委員 努力をされているということでおっしゃいましたけども、滞納自体が減ってきてて、件数が減ってきているのか、それとも処理をしているから減ってきていると、そのところちょっと聞きたかったですけれども。

国保医療課長 滞納金額そのものも、多少は減ってきておりますし、そういった努力の積み重ねで減少していったというところでございます。

委員長 中川委員。

中川委員 15条の7第4項、滞納処分の停止が3年間継続してっていうのがあるのに、消滅時効が到来したもっていうのは、この5年間で消滅時効したっていう処分をされたっていう方は、財産があったっていう認識でええのかな。あったにもかかわらず5年間納入してもらえなかったっていう感覚、そういう理解でええのかな。

国保医療課長 今、ご質問いただきましたものにつきましては、もちろん執行停止を、原則としまして、執行停止を行って処分していくというのが原則でございますので、その途中で、執行停止をかけましても、その途中で時効が迎える場合もございますので、そういったものは18条の1という整理をさせてもらって、処分をしているという状況でございます。

中川委員 消滅時効って5年やろ、税法で5年間やんな。5年間滞納が続いたらこの18条第1項に当たんねやろ。その一番上の15条の7第4項っていうのは、財産がない、処分ができない、財産あるけど、それ押さえたからその人が生活ができなくなるからということで、15条の7第4項の処分自己消滅処理しはるねんけど、そやからその自己消滅する人は財産もある、生活に支障はないけど5年間経ってしまったっていう認識でええのかって聞いてるねん。

国保医療課長 まず第4項で不納欠損させていただいたやつは、ここ3年間執行停止をかけた状態で状況がまったく変わらなかったと、3年間は変わらなかったがゆえに不納欠損させていただいたと。18条の1の中にももちろん、の中で時効という部分がございますけれども、もちろん執行停止をかけた段階から時効までが短い場合もございますので。

(「時効消滅って5年経ったやつやで」との声あり)

国保医療 5年なんですけれども、5年経過するまでに調査等をさせてもらっ

課長 て、時効が。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時20分 休憩)

(午前9時27分 再開)

委員長 再開します。

他に。 中川委員。

中川委員 この処理された方のその後、こういう処理をせんとしゃあない方というの、ずっと滞納のままなんかな。この後も。

こういう処理してるのに、その次からはまた払えるという人も中にはそりゃいはるかもわからへんけども。払えへん人って、ずっと払えへんねやろな。それはどうなんやろ、同じ人ずっと。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 財産とか収入がないということで、執行停止とか不納欠損させてもらったわけですが、例えば国保税の場合には前年の所得に対して課税をすると、で、まったく非課税というのはいないんですね。でも平等割とか均等割りにも、また所得がなければ7割軽減をさせていただいて、最低1年間で1万5千、6千ぐらいはかけてはもらわないといけませんけども、sonだけ金額が減ることになりますので、収入がないという方については国保税そのものの課税も減らしていただく、減らさせてもらえると、あとはそれについては当然納めていただかなあかんわけですが、そこが難しいということになれば、分割で納めてもらうなり、のような相談をさせていただくということになります。

中川委員 そやから貰える人もおるっていう、金額が下がるから退職されて収入

がなくなったから、年間1万なにがしになったから払ってもらっているという人もおるやろうけど、その後ずっと払ってないという人もおるんやろな。永遠に。

住民生活 ちょっと個別の案件ではわかりません。中にはずっと滞納されている
部長 方おるかもしれませんけれども、仮に本当になかなか生活が難しいとい
うことになれば、私どもも相談の中では、それは生活保護を受けていた
だくというようなことも進めさせていただくこともあります。生活保護
を受けていただければ、ご承知のように国民健康保険の被保険者ではな
くなりますので、滞納そのものはなくなっていくというような過程をた
どる方もおられます。

中川委員 1つ、今、部長、生活保護受けてもらったら納付義務はなくなるから、
滞納はなくなる言わはるねんけど、例えば、売りもできない、持ち家持
ってたら、たぶん県の方は、中和福祉事務所かな、処分しなさいの1点
張りで生活保護受けささへんの違うかな、そうでもないのかな。

住民生活 もちろん基本的に固定資産とか持っておられたら、それを可処分のも
部長 のであればしていただくというのが原則になりますが、やはりそこはい
ろんな条件の中で、土地を換金することができない、あるいはその土地
を使って将来生活の再建を図っていただかなければならないという場
合には、必ずしも固定資産があるからといって生活保護から外れるとい
うことではありませんので、その辺は中和福祉事務所もその方の日常生
活、実態を踏まえて判断されるということでございます。

委員長 いいですか。

(な し)

委員長 次に、(2)平成29年度介護保険料の不納欠損について、理事者の

報告を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉
課長

それでは、2. 各課報告事項(2)平成29年度 介護保険料の不納欠損についてご報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。

平成29年度では、平成30年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づきまして、徴収することができなくなった介護保険料について、納付者数で70人分、265万4,730円を不納欠損しております。

不納欠損処分した事由でございますが、すべて介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効によるものとなっております。

これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから未納のお知らせ、納付の督促、催告等を行ってまいりましたけれども、納付が得られないまま時効が成立し、徴収権が消滅したものでございまして、今回、不納欠損を行ったものでございます。

下の表は、今回、不納欠損いたしました年度別の納付者数と保険料の内訳をお示ししております。平成25年度から平成27年度の3ヵ年分となっております。

次に、資料の2枚目でございます。裏面の方お願いいたします。

(3)不納欠損の状況といたしまして、平成24年度から平成29年度までの欠損処分を行った納付者数と保険料の推移をお示ししております。

平成29年度と前年度の平成28年度を比較いたしますと、納付者数で9人、保険料で48万1,200円の減となっております。

介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点からも、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、平成29年度の介護保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。何卒、ご了承賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員。

中川委員 これちょっと見間違っただけやったらあれやけど、表と裏面の納付者数というのとちゃうねんけども、これはどう見たらええの。

長寿福祉課長 表面納付者数70名です。不納欠損の人数70名でございますが、裏面の(3)の一番右端平成29年度、この分がこの表面と繋がっているところでございます、70名ということになっております。

中川委員 29年度で70名の処理をするということで、最後は合うたある、その間はもうした数か、これ。
27年度77で、27年度68。

長寿福祉課長 この(3)不納欠損の状況の平成24年から平成28年、これは過去の、昨年不納欠損させていただいたのが、平成28年度の79件、おとしが平成27年度の77件という報告をさせていただいて、今年度は平成29年度の報告という形になっております。

中川委員 そやから表の27年度の68っていうのはその前、5年間で処理をしたんが68件ということやな。68件の滞納とかじゃなしに、処理したんが68件ということでいいんかな。
27年に処理したんが68件やな。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 ちょっとわかりにくい資料で申し訳ございません。
表面の(2)の不納欠損年度別金額でございますけれども、これについては今年度、この30年の3月31日に70件不納欠損処理した内訳という形になりますんで、この70件の内訳の中に、27年度が68件いらっしやったという、まず表面はそういった見方になります。

裏面につきましては、これは一番右の29年度が今年度、今ご報告させていただいているところのものでございまして、隣の28とか27、例えば27年度77件3,078,800円となっておりますけれども、これはおとし不納欠損したものと見ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 こちらも裏面の方ですね、平成24年度は件数も金額も多いですけども、その後ちょこっと26年に増えたりしてますが、あとはだいたい横ばいという形で、国保の方は減ってきていますけども、介護の方は、これはどう見たらいいんでしょうか。

長寿福祉課長 介護保険料の方も徴収に関しまして努力をしております、その結果29年度も若干減っているところはあるんですけども、例年の徴収によりまして、調定額も少し減っていたというところもありますので、欠損金額も今年度、29年は減っているというところで考えております。

木澤委員 国保の方ですと、徴収のための特別にそういう方がいて、丁寧に滞納相談なんかも受けて、対応していただいていると思うんですけど、介護の方でいうと、年金から落ちない分の方が滞納になっているということで、そういう方の件数が減っていないというのは、納付相談とかその辺の対応はどういうふうに体制でされているのかちょっと気になるんですけども。

長寿福祉課長 介護保険料の滞納されている方につきましては、国民健康保険税の方で徴収回っていただいている方がいるんですけども、その方にもお願ひをして介護保険の徴収にも当たっていただいているところがございます。あと、この件数があまり減っていないというところがございますけれども、やはり介護保険料のこの普通徴収は基本的には非常に年金額

で18万円以下の方でありますとか、かなり収入等、年金等たくさん貰われている方につきましても、貸付があって特徴、特別徴収ができない方とか、なんらかの事情がある方が多いので、その辺は個別にお話をさせてもらって徴収の努力をしているところなんですけれども、数字的にはこういった結果になっているところでございます。

木澤委員 努力していただいているというのはわかりますけれども、やっぱりこういう形でずっと減ってこないという状況の中で、保険料の選定でもだいぶ段階分けはして努力していただいていますけれども、やっぱり低所得者に対する対策っていうんですかね、もうちょっと考えていかなあかんのかなという風に、これ見て思いましたんで、また具体的な話っていうんですかね、今後のことについてはまたその時に議論させていただこうと思いますけれども、そういうふうに感じましたんで申し上げておきます。

委員長 よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(3)平成29年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 (3)平成29年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についてでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、平成29年度におきまして不納欠損を行ったものについて、ご報告申し上げます。

資料3をご覧くださいませでしょうか。1. 不納欠損事由別調書でございます。

平成29年度は、高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定に基づきまして、不納欠損を行いましたものにつきまして、実人数で6名、161,400円でございます。

2年の時効により徴収権が消滅したことによるものでございます。

2. 不納欠損の状況といたしまして、平成24年度からの不納欠損の件数と金額を記載させていただいております。

後期高齢者医療の保険料につきましても、国民健康保険と同様に、滞納者との接触の機会を確保しながら滞納の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、平成29年度 後期高齢者医療保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4)百歳慶祝事業について、理事者の報告を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 それでは、(4)斑鳩町百歳慶祝事業についてご報告申し上げます。資料4の方、お願いいたします。

資料4、百歳慶祝事業についてをもとに、今後の百歳慶祝事業の方針についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

百歳慶祝事業につきましては、本町といたしまして、平成30年2月の当委員会において周辺市町村の状況をお示させていただきご意見をいただいた内容や、周辺市町村の動向も再度調査する中で、今後の方針を立てました。その内容につきまして、現行と比較し、大きく2点の改正点がございます。

まず一点目の改正点といたしまして、資料の(1)の部分となりますけれども、百歳を迎える高齢者への慶祝事業の対象者の範囲を拡大いたします。

その内容といたしまして、現在の要件としております「現に生活を営

んでいること」と、「施設等に入所又は入院していないこと」を削除いたしまして、本町に引き続いて10年以上住所を有している方が、基準日において施設等に入所等していた場合でも対象といたします。

次に二点目でございますけれども、今後の高齢者人数の推計や対象者の範囲を拡大によりまして、今後、対象者の数が増えることが見込まれますので、祝金の額を現行10万円から5万円に改定させていただきたいとさせていただきます。

この改正につきましては、今年度の対象から適用していきたいと考えております。

以上、百歳慶祝事業についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 この改正の方の、本町に引き続いて、いるの。例えば70ぐらいまでずっと斑鳩町で住まいしてはって、娘さんとこの他府県行かはった。また98で息子さんとここに帰ってきはった、そしたら2年しか経ってないからあかんということやろ。そやから、9月1日に引き続いてやなしに9月1日において、本町に10年以上でええの違うん。この引き続きが余計やねん。

長寿福祉課長 ちょっとその今中川委員がご指摘いただいた部分も検討させていただいたんですけども、例えば生まれた時にいらっしゃったと、そして小さい、子どものころに出られて、百歳直前で戻ってこられたと、その辺の過去をですね、お1人お1人見ていくというのが非常に難しいのではないかと、住基の方で判断しやすいというところで、引き続いてという文言を入れさせていただいたところでございます。

中川委員 今年百歳にならる人の過去百年というのは出てけえへんということやねん。

100年前に10年間斑鳩町にいはったというのはもう調べようがないという理解でええの。

委員長 黒崎住民生活部次長。

住民生活部次長 先ほども課長の方から申しあげましたように、例えば住まれてから10年間斑鳩町の方におられて、残り90年間他市町村のほうにおられて、戻ってこられた場合でも対象となったり、その90年、百歳までの期間でその10年間をという場合もございます。そういったことですね、調査の方法につきましても、困難であるということもございませし、あと、過去の要綱で引き続いて10年間、例えば、90歳の直前に斑鳩町に来られて、引き続いて10年間というふうなことで、斑鳩町の現時点で百歳の基準日、百歳になられるまでの間で、10年間ということをして現要綱から引き継いでそれについては残したということもございませ。

中川委員 どの年代であろうが、もうトータルで10年おって、9月1日に斑鳩にいはったらそんでええのちがうかなと思うし、逆に98で入院して、ふつう入院したら住所変えなあかんねんな、病院。ほんならいったん病院に、病院ってほんま言ったら住所変えるねんな。

(「病院じゃなくて施設」との声あり)

中川委員 施設に入所して町外に出て、ほんで99で施設出て、家帰ってきはったら引き続いてないからあかんていうことやねんやろ。

住民生活部次長 病院の場合は基本的には家の方に帰られるということが前提となっておりますので、基本的には住所については変えないというふうになっております。長期の場合もございませけども、半年とか1年とか2年ずっと入院をされているというふうな場合もございませけども、入院の場合も基本的には入ってくるので住所は移さない、ただ、特養みたいな感

じで、最終的にそこで生涯を終えるというふうな施設ですよ、そういったものについては、基本的には住所を移していただくと、ただ、なんらかの理由で帰られてですね、改めて10年間斑鳩町の方にお住まいということになれば、対象にはなってくるということになります。

中川委員　そやから、改めて住所戻して10年経ったらそんでええけど、改めて斑鳩に帰ってきはって10年足らんかったらもらわれへんねやんな。もらえんの。

住民生活部長　基準日から引き続いて10年ですので、おっしゃっているようでしたら、戻ってこられて10年未満でしたら対象にはなりません。

委員長　木澤委員。

木澤委員　今回こういうふうに改正する中で、②の方ですね、施設に入っている方が新たに対象になるという改正は私いいと思うんです。ただ、金額が半分になってしまうっていうのと、あと最後、今年度からもう適用したいっておっしゃいましたけども、それはちょっと待っていただきたいなと思うんですわ。予算組む時は前の要綱のときね、組んでますんで。まだその時は結論でてませんでしたから。私ちょっと金額についてはね、できたら10万円でいってほしいなと思うんですけども、前回か前々回のときに、今後の対象人数が増えていくということで報告いただきましたけど、ちょっと過去の実績をね、調べてまた報告してほしいなと思うんですけど、できたら過去10年間でこの支給されている方が何名いたのかということ、その時に施設に入っていて、対象にならなかった人というのは掴めるのかどうか、いたらその方は何名だったのか。だから前に報告いただいた分は、例えば31年度何人ですという方は今98歳の方、99歳か、の方やと思うんです。その方が百歳まで生きられたらそういう対象になるということですけども、当然亡くなる方もいらっしゃるんで、その数値っていうのが、今見込んでいる数値のまんま予

算組んでいいのかなって僕思うんですよね。だからそこはしっかり検証して適用、次年度予算からということにすれば、きちっとまだ調査する時間あると思いますからね、ちょっとこの結論出すのは早々にするのではなくて、調査して慎重な審議が必要だと思いますんで、私はそれ求めておきたいと思います。どうですか。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時50分 休憩)

(午前9時56分 再開)

委員長 再開いたします。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 過去の実績の調査につきましては、文書保存の年限が5年となっておりますので、5年間の調査を今後させていただきたいと思います。

木澤委員 私ちょっと考えましたのは、これまで百歳の慶祝事業として、町としても予算の総額を確保されていたと思うんです。新たに改定することで今後増えていって、総額を越すということになったら、より多くの方に受け取っていただきたいということで、金額減らすということは理解できるんですけども、変えると同時に今減らしてしまうと、予算の総額自体も減ってしまって、福祉事業としての予算は減ってしまうのではないかと思いましたんで、それやったらやっぱりきちっと予算の総額のある範囲では受け取っていただける方には10万円支給できないのかなというふうには思ったんです。ただまあその辺については町長お考えがあるでしょうから、町長のお考えをお聞かせいただけますか。

委員長 中西町長。

町長 今、木澤委員の方からございましたように、この件につきましてはで

すね、また財政的なものとも考える中ですね、一律10万円という形になっていけば、かなりの高額な金額になってまいりますんで、できればすね、今の枠につきましてはすね、以前と同様の枠で、10万円という形で進めていきたいと考えております。

木澤委員 変えない場合はということすね。
変える場合は今示していただいている。

町 長 そういう形を変えていくということになればすね、当然増えていきますので、何とか保ちたいということで、今示させていただきまして5万円という額でいかせてもらいたい。それが10万円となればすね、やっぱり財政的な面もございまして、そういうことになれば、以前の形でやっていきたいということです。

木澤委員 町長の方でそういうふうなお考えをもっておられるのであれば、私、先ほど次年度から適用すべきだというふうに言いましたけども、そうすると新たに今年度対象となる方まで受け取れなくなってしまいうんで、それはちょっと訂正したいと思います。

今回対象を広げるということで、制度の改正という形でやらせていただいてまして、5万円に減ってしまうのは残念なんですけども、どちらを取るのかということになりますと、私は受け取っていただく方の対象を広げるという方を行っていくべきかなというふうに思いますんで、町が提案していただいているとおり改正していただければというふうに思います。

委員長 他いいですか。

(な し)

委員長 次に、(5)健康づくりに関するアンケート調査について、理事者の

報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策
課長 それでは、健康づくりに関するアンケート調査につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料5をご覧ください。

本町では、健康寿命の延伸をめざし、健やかで心豊かにみんなが元気で健康に暮らせるための健康づくり運動といたしまして「第2期斑鳩町健康増進計画」に基づいて、保健事業に取り組んでいるところです。

今年度、この計画の中間評価を行うにあたりまして、住民の皆様の健康づくりに関する意識や、生活習慣の状況を把握するためにアンケート調査を町内在住の20歳以上の方で、無作為に抽出した2,000人と、町立小学校に在籍する小学2・4・6年生及び町立中学校に在籍する中学生約1,500人に実施してまいります。

20歳以上の方には5月末に郵送し6月末に回収してまいります。児童・生徒につきましては学校に協力を得ながら、7月頃に学校において自記式記入方法により回収する予定をしております。

以上で、健康づくりに関するアンケート調査の説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小林委員。

小林委員 アンケートの内容については、第1期の初めと中間、第2期の初めとずっと内容については一緒なんですかね。

健康対策
課長 こちらの計画の中間評価ですので、アンケートの内容につきましては、前回の目標値等につきましては評価を行うために内容の方は同じものなのですが、ただ、ストレスの関係につきましては、今年度自殺対策計画ということも町の方で策定する予定しておりますので、ストレスの関係に関する内容につきましてはのみ追加して実施していきたいと考えております。

委員長 次に、(6)子ども医療費助成等の一部現物給付について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、(6)子ども医療費助成等の一部現物給付についてでございます。

医療費の自己負担分の助成につきまして、直接医療機関に支払います現物給付を行った場合、国民健康保険の交付金が減額されるというペナルティがございますが、平成30年4月から未就学児に限りましてその減額ペナルティ、減額措置が廃止されることとなりました。

これを受けまして、県及び県下市町村が協議をいたしまして、平成31年8月診療分を目途に、未就学児を対象とします医療費助成につきまして、これまでの自動償還払いから現物給付を導入する方向でまとまりまして、現在県が医療機関、国保連合会、支払基金などと調整を進められているところでありますので、ご報告申し上げます。

以上で、子ども医療費助成等の一部現物給付についての報告とさせていただきます。

これにつきましては、町のシステムの改修等ございますので、その準備を進める必要がございますので、次回議会におきまして、予算の補正をお願いする予定もいたしておりますので、併せてご報告いたします。

以上でご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これはこれで進めていただければと思います。

ただ、今回就学前までということなんですけども、これまで議会の方でもですね、国に対して県に対して意見書もあげてきましたけども、中学校卒業またそれ以上ということで現物給付を求めていきたいなというふうに思うんですけど、その辺の動きについては何か聞いておられま

すか。

国保医療課長 国に対しまして、全国町村会におきまして、ペナルティですね、すべてにおいてなくしていくようにという要望を、活動の方させていただいております。

木澤委員 県の方の動きというのは、何かありますか。
実際に中学卒業までしようと思うと、県が統一して対応しないと、斑鳩町だけでなかなか難しいということもありまして、やっぱり県で動いていただくということは大事かなというふうに思うんですけども。県がその辺をどう考えているとか、そんな話はお聞きしてないですか。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活部長 これ県と市町村とで話し合う中で、市町村も未就学児だけを現物給付にして、残りを自動償還のままということになれば、事務の方は正直いって煩雑になるんです。市町村からしますと、先ほど猪川課長申しましたように全国町村会を通じてそもそも国保へのペナルティをなくしてくれという要望もずっとしておりまして、少なくとも子ども医療費ぐらいは現物給付化で統一していけばいいなという考えは市町村としては持っております。それについても県の方にも言っております。が、そうなりますと、現実としては国保のペナルティというのはあって、交付金が減るといのは事実ありますので、その代替えを県の方へ求めたところ県では出せないと、出せないのであくまでも今の時点ではペナルティの対象から外れた未就学児だけをいわゆる市町村との話し合いの議論に乗せると、それ以外は受けないということでありました。

ただ、確かにややこしいことになりますので、現物給付についてはとにかく国保のペナルティとセットという考えも私どもも持っておりますので、国保のペナルティをなくしてほしいということについては今、猪川申しましたように、引き続き国の方に求めていきたいという

考えでおります。

小林委員 1年前の厚労省の諮問機関の答申で、現物給付にペナルティをかけるのは時代遅れだというような答申されて議論ずっとされてきはりましたけども、ちょっと1年前の話で忘れてしまいました。これ就学前に対してのそういう答申でしたかね。どこの世代に対しての。あの答申はすべての世代に対しても現物給付っていう話でしたか。ちょっとその確認だけ。

住民生活 すみません、その答申そのものがどうだったかは私も承知していませんけれども、最終的に与党の方から、政権与党の方から最低未就学児については外していきましよう、ペナルティを外していきましようという、そういう発言があったことを受けて、今回厚生労働省の方のいわゆる交付金の制度改正につながったというふうに聞いております。

委員長 いいですか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
浦野福祉子ども課長。

福祉子ども課長 福祉子ども課より、例年、夏に実施しております福祉子ども課所管の「一日里親会」、「心身障害者（児）ふれあいの集い」、「身体障害者ふれあいの集い」の3事業の今年度の日程について、ご報告させていただきます。

1つ目の、「一日里親会」につきましては、7月26日（木）、行き先は、大阪府吹田市の水族館ニフレルなどがございます。

2つ目、1泊2日の「心身障害者（児）ふれあいの集い」につきましては、7月29日（日）～30日（月）、行き先は、京都・長浜方面で

ございます。

3つ目は、「身体障害者ふれあいの集い」でございまして、8月23日（木）、行き先は、伊勢志摩方面を予定しております。

本年度も各事業の実施にあたりまして、町議会よりそれぞれ1名のご代表をもってご協力賜りたいと考えておりますので、議長様、委員長様には、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

以上、福祉子ども課からの報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 各課の報告事項の中にはなかったんですけど、病児保育の動きですね、その後の状況ちょっと教えてほしいんですけども。

委員長 浦野福祉子ども課長。

福祉子ども課長 昨年度から西和7町での病児保育の実施に向けた協議については進められているんですけども、現在ですね人事異動で各担当も変わったということもありまして、これまでの協議内容の整理を行っている段階でございます。

今月中にも7町の事務担当者会議を開催しまして、今後の方向性について協議を行ってまいりたいと考えております。

委員長 他にございませんか。 小林委員。

小林委員 今ので関連して議会で確認させていただきますけれども、前回の会議でこれまでの経緯について確認されて、細かい話は別として各首長さんとかで次年度から病児保育の方向でと合意に至ったみたいな話、方向性にでいくみたいな、そういう細かい事務的なレベルはまだですけども、各首長さんとかで、平成31年度からそういう方向性でいきたいと思います、話は。

委員長 浦野福祉子ども課長。

福祉子ども課長 3月26日の広域圏協議会の方で、7町の町長により意見交換の方はされたというふうに聞いておりますけれども、具体的に結論を出すにまでは至っていないということで聞いております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町
長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時12分 閉会)